

平成22年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子育て支援総室（内線：7869）

5目 婦人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) DV民間シェルター 一等支援事業	0	66,000	66,000	66,000				
トータルコスト	0	66,807	66,807	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	事業者との連絡調整、補助金の交付				
工程表の政策目標(指標)	DVを許さない体制の整備と被害者支援体制の充実							

【「住民生活に光をそそぐ交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

DV被害者のための一時保護施設（民間シェルター）等を充実するため、新築・増改築、備品整備等を支援する。

2 主な事業内容

事業内容	金額
(1) DV民間シェルター施設整備事業 補助対象経費：設置後10年以上経過した施設の新築・増改築に要する経費（用地の取得に係る費用を除く。） 補助基準額：1団体10,000千円（3団体分） 補助率：10/10	30,000千円
(2) DV民間シェルター生活環境改善事業 補助対象経費：畳替え、トイレ修繕等に必要経費 補助基準額：1団体8,000千円（社会福祉施設を除く2団体分） 補助率：10/10	16,000千円
(3) ステップハウス設置運営事業 補助対象経費：アパート借り上げ方式によりステップハウスを運営している社会福祉法人が、自己所有物件を取得するために要する経費（用地の取得に係る費用を除く。） 補助基準額：1団体20,000千円 補助率：10/10  [参考] ステップハウスとは、一時保護後すぐに自立困難なDV被害者等の中間施設として、安心して安全に生活できる場を提供し、生活や就労の支援及び精神的ケアを行いながら自立を支援し、社会で自立生活をおくることができるようになることを目的として、平成15年7月に県独自制度として設置したもの。現在、社会福祉法人に運営を委託している。	20,000千円
計	66,000千円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成21年度、安心子ども基金を活用し各児童相談所及び民間児童養護施設等の生活環境改善事業を実施したが、DV民間シェルター、ステップハウスは対象外であったため、今回の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用して整備を行なう。
- 民間シェルターやステップハウスは老朽化が進行しているうえ、民間アパートなどを利用して運営しており、県補助金などの対象経費にも借上料が含まれていた。

